

議案第35号

公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について

資料3 宝塚市立温泉利用施設条例（抜粋）

○宝塚市立温泉利用施設条例（平成16年3月29日条例第2号）（抜粋）

（指定管理者の指定）

第14条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に温泉利用施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、温泉利用施設の管理を行わせるに最適な法人等を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容が、温泉利用施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 温泉利用施設の管理を安定して行う能力を有していること。